

令和3年1月28日

【お知らせ】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
工事及び業務への対応等について

鏡野町総務課

鏡野町の建設工事及び建設関係業務について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、次のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

- 1 施行中の工事等における感染防止対策（継続）
国土交通省が作成した「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を踏まえ、引き続き、「三つの密」対策を徹底してください。
- 2 工事等の一時中止、工期延長（継続）
新型コロナウイルス感染症の影響により、工事・業務を一時中止や工期延長したいときは、発注者にその旨を申し出てください。
発注者において、必要に応じ、適切に対応します。
- 3 県外在住者の工事への従事等
特段の制限を設けませんが、在住地域の流行状況に注意してください。

【問い合わせ先】

鏡野町総務課 契約管理係
TEL 0868-54-2111